

貸金業法等の改正は、自殺や窃盗・いじめ・家庭崩壊などの原因とも指摘される多重債務問題の解決と、安心して利用できる貸金市場の構築を目的として、2006年12月に公布されました。その具体的な対策として、貸付け金利を適正化する「出資法の上限金利の引下げ」が予定されています。

(金利は年利で表示しています)

第1弾 上限金利の引き下げとその影響

グレーゾーン金利 (貸金業法上の「みなし弁済」制度) を廃止し、
出資法上限金利を20%に引き下げる

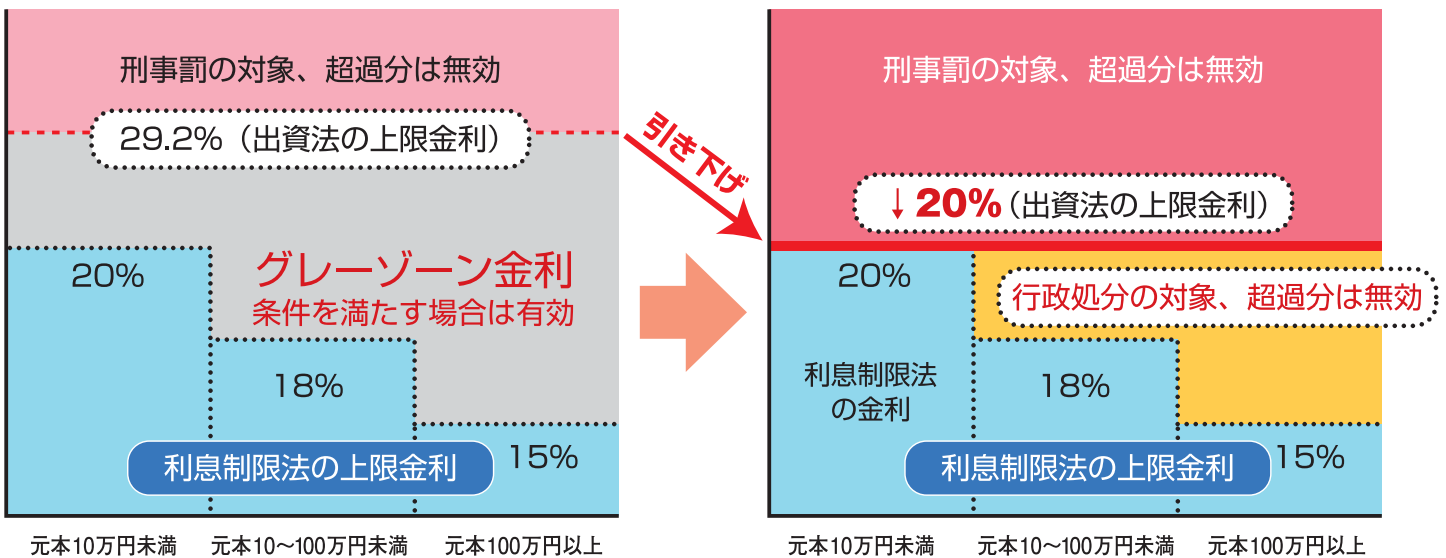
【対象】：消費者金融会社、クレジットカード会社、銀行、〈ろうきん〉などが、業として行う貸付け(ローン、キャッシング等)の利息(金利)

金利の規制はこう変わる！

改正前

改正後

(2010年6月18日より規制開始の予定)



改正後は、20%を超える金利で貸付を行うと刑罰が科され、
15%ないし18%を超えた場合は行政処分の対象となります。

ココにも注目！

「保証料も金利」

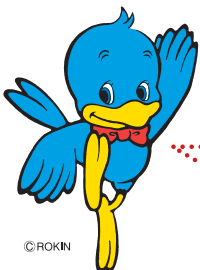
ローンやキャッシングの場合、金利とは別に、保証料がかかる場合があります。

例えば、

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{金利} \\ \hline 16\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{保証料} 6\% \\ \hline \text{(後払い方式)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{実質金利} \\ \hline 22\% \\ \hline \end{array} \rightarrow \text{利息制限法の超過分は無効}$$

改正後は、

金利+保証料が利息制限法の上限金利の範囲でなければなりません



もし、高い金利で借りていたら、
まずは〈ろうきん〉へ
相談してください

借り換え、おまとめ等により、ご利用金利の適正化をご提案します。
また、利息制限法の金利を超えて、返済されてきた方は、払い過ぎた利息を取り戻す「過払い金返還請求の対象」になる場合があります。
〈ろうきん〉は、弁護士や司法書士とのネットワークにより、借金に関する問題の総合的な相談窓口になります。ぜひ、ご相談下さい。